

被扶養者認定基準

埼玉機械工業健康保険組合

（目的）

第1条 この被扶養者認定基準（以下、「認定基準」という。）は、埼玉機械工業健康保険組合（以下、「組合」という。）が、被保険者から提出された健康保険被扶養者異動届（以下、「異動届」という。）に記載されている認定対象者及び既に被扶養者資格を得ている者（以下、認定対象者及び被扶養者を併せて「認定対象者」という。）について、健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第7項の被扶養者に該当するかどうかの認定を、厳正かつ公正に行なうための基準を定めたものである。

2 組合は、必要があれば被扶養者認定に必要な細則を別に定めることができる。

（被扶養者の定義）

第2条 第1条の被扶養者の定義は次の通りとする。

- ① 被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係を含む）、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
- ② 被保険者の三親等内の親族で、前号に掲げる者以外のものであつてその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
- ③ 被保険者の内縁関係の配偶者の父母及び子であつて、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。
- ④ 前号の配偶者の死亡後の父母及び子であつて、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの。

2 前項の「主としてその被保険者により生計を維持するもの」については、認定対象者の生計費の半分以上を継続的、持続的に被保険者により常態として維持されている実態を審査して、組合が判定するものとする。

3 第1項第2号、第3号、第4号の「被保険者と同一の世帯に属す」との状況は、認定対象者が常態として、住居及び家計の双方を被保険者と共にしている実態を審査し、組合が判定するものとする。

（認定対象者の収入の定義）

第3条 この認定基準で認定対象者の収入とは、名称の如何を問わず、所得税・贈与税の課税対象の有無を問わず、認定対象者の生計費に充当できる現金収入、現物収入のすべてをいう。

2 認定対象者の主要な収入項目は所得税・贈与税の課税・非課税を問わず次のようなものをいう。

- ① 勤労収入（パート、アルバイト、内職収入を含む）
- ② 企業年金（厚生年金基金、適格年金、非適格年金等）
- ③ 公的年金（厚生年金、国民年金、共済年金、船員保険年金、石炭鉱業年金、農業者年金等）
- ④ 恩給（文官恩給、旧軍人恩給、旧軍人遺族恩給等）

- ⑤ 労働保険（雇用保険給付金、労災年金・一時金等。上積み補償を含む）
 - ⑥ 社会保険（公的年金を除く傷病手当金、出産手当金等、健康保険組合の場合は付加給付を含む）
 - ⑦ 事業収入（自営業、農業、漁業、林業、畜産業等）休業補償費、不動産収入等
 - ⑧ 利子・配当金、親族等からの仕送り、相続・贈与による収入、臨時収入（原稿料、講演料、謝礼等）その他、現金収入、現物収入のすべてを含む。
 - ⑨ その他、事実上、認定対象者の生計費に使用することができるすべての収入を含み、公的証明または支払者の証明の有無を問わない。
- 3 組合は、被保険者が認定対象者に対し、前項の年収を正確に申告するよう、繰り返し、被保険者を教育するものとする。

（収入がある認定対象者の年収限度額基準）

第4条 認定対象者の年収が次に示す年収限度額を超える場合は、健康保険法第3条第7項の「主としてその被保険者により生計を維持する者」の要件を満たしていないものと見做し、原則として被扶養者資格を認めないものとする。

- ① 認定対象者が被保険者と同一世帯に属している場合
認定対象者の年間収入が130万円未満（認定対象者が60歳以上又は概ね厚生年金保険法の障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合。但し、年間収入とは、暦年での総収入ではなく、今後の被保険者との生計維持関係を示す基準額である。
 - ② 認定対象者が被保険者と同一世帯に属していない場合
認定対象者の年間収入が、130万円未満（認定対象者が60歳以上又は概ね厚生年金保険法の障害厚生年金受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であって、かつ、被保険者からの継続的な仕送りがある場合。
なお、仕送り金額に関しては、認定対象者の収入以上かつ、人事院の標準生計費と比較し、同等金額かそれ以上を必要とする。但し、海外居住している認定対象者は、居住している国の物価等と比較をして決定する。
- 2 前項の①及び②により被扶養者認定を行うことが実態と著しくかけ離れたものとなりかつ、社会通念上妥当性を欠くこととなると認められる場合には、その具体的事情に照らしもつとも妥当と認められる認定を組合が行うものとする。

（被扶養者認定手順の原則）

第5条 組合における被扶養者認定の手順の原則は次の通りとする。

第1順位

被保険者と認定対象者との間に、第1条に規定された親族または親族に準じた関係を確認し、関係が認められない認定対象者の被扶養者資格を否認する。

第2順位

第1順位で関係が認められた者について、その年収が第4条の収入限度額以内であるか否か、その事実を確認し、収入限度額を超えている認定対象者の被

扶養者資格を否認する。

第3順位

第2順位で収入限度額未満である者について、主としてその被保険者により生計が維持されているとの実態（以下「生計維持の実態」という）があるかどうかを確認し、実態がなければ被扶養者資格を否認する。

第3順位で生計維持の実態があると認められた認定対象者のうち、第2条第1項第1号に該当する者は、原則として被扶養者資格を認める。

第4順位

第2条第1項第2号、第3号、第4号に属する認定対象者は、被保険者と同一世帯に属しているか否かを審査し、同一世帯に属していると認められた者のみ、原則として被扶養者資格を認める。

- 2 前項の第3順位の生計維持の実態を判定する際には、被保険者の扶養能力も重要な要素として審査し、認定対象者を扶養する能力がないと組合が判断した場合は、原則として被扶養者資格を否認するものとする。

（被扶養者資格付与の日）

第6条 組合が被扶養者資格を認定した場合、認定対象者に対する資格の付与の日は次の何れかによるものとする。

- ① 被保険者資格取得届と同時に、異動届（認定関連資料の添付を含む。以下同じ）を組合に提出してきたときは、原則として被保険者資格取得の日とする。
- ② 前第1号以外で、異動届を組合に提出してきたときは、扶養の事実確認ができる書類等により明らかである場合は、「扶養の実態が発生した日」をもって認定日とする。それ以外は原則として組合が異動届を受理した日とする。

なお、認定日が60日以上遡る場合は、必ず備考欄にその理由を付記するか、あるいは理由書を添付するものとする。

- ③ 被保険者が提出した異動届の内容に疑問があり、組合の審査に時間がかかり、被扶養者資格認定効力発生の日を被保険者資格取得の日、または異動届提出の日とすることが適当でないと組合が判断した場合には、原則として組合が妥当と判断した日を被扶養者資格取得の日とすることができる。

- 2 被扶養者の再認定については、健康保険法施行規則第50条に基づき、定期的に実施するが、その場合当組合が必要書類の提出を求め、被扶養者の範囲以内と認定した場合に限り、被扶養者資格を引続き継続するものとする。

（夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定）

第7条 夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定については、以下の取り扱いとする。

1 夫婦とも被用者保険の被保険者の場合

- ① 被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、被保険者の年間収入（過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする。以下同じ。）が多い方の被扶養者とする。
- ② 夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する

者の被扶養者とする。

2 夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合

被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれか多い方を主として生計を維持する者とする。

(外国人の被扶養者認定)

第8条 外国人の扶養認定対象者は、住民登録及び個人番号が発行されている者であること。

2 外国人を被扶養者として申請する場合、被扶養者異動届と同時に在留カードを添付する。ただし、在留カード記載事項が住民票で確認できる場合には、在留カードを住民票に変えて添付することができる。

(被扶養者資格削除の日)

第9条 被扶養者資格削除の日は、原則として被扶養者資格削除届（異動届）に記載されている被扶養者資格削除理由の発生した日、または組合が被扶養者資格の要件が失われたと認定した日の翌日とする。

2 被扶養者資格に必要な要件が失われている事実を組合が知った場合は、その事実を事業主を経由して被保険者に通告し、その被扶養者資格の要件が失われた日を確定できるときはその日、確定できないときはその事実を組合が発見した日の翌日をもって、被扶養者資格を組合の権限で取り消すことを原則とする。

ただし、任意継続被保険者の場合は、直接、組合から被保険者に通告するものとする。

3 被扶養者資格がない事実を知りながらその事実を隠し、虚偽、不正な内容を含む異動届および認定関連資料等で被扶養者資格の認定を受けていたことを組合が発見した場合は、その事実を事業主を経由して被保険者に通告し、組合権限で前項に準じ被扶養者資格を取り消すことを原則とする。

ただし、任意継続被保険者の場合は、直接、組合から被保険者に通告するものとする。

4 前項の場合、既に保険給付等を受けていれば、組合はその保険給付等に要した費用の全部または一部を被保険者から徴収することができる。

(認定基準の改定)

第10条 認定基準を改定する場合には、常務理事は事務長の助言を受けて作成した改定原案を理事長に提出し、後日理事会で承認を得なければならない。

附 則

(認定基準の施行の日)

第1条 この認定基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 この認定基準は、平成 20 年 4 月 10 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 この認定基準は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この認定基準は、平成 29 年 2 月 27 日から施行し、平成 28 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 この認定基準は、令和 3 年 11 月 29 日から施行し、令和 3 年 8 月 1 日から適用する。

附 則 この認定基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。